

平成29年度（平成30年度実施）湯梨浜町共同募金助成基準

助成基準設定の趣旨

共同募金の配分は、「湯梨浜町共同募金活用助成事業実施要領」に定めるもののほか、この助成基準により、適正で効果的に行うものとする。

I 広域又は小地域にわたって活動する事業

1 目的

町内の社会福祉団体、公益性の高い団体等を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

2 助成対象要件

(1) 法人、NPO 又はこれに準ずる公益性の高い組織及び運営がなされていること。

(2) 自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。

(3) 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

3 助成対象の欠格要件

(1) 本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの。

(2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。

(3) 経理状況が極めて不良と認めるもの。

4 優先的に助成の対象とする事業

(1) 先駆的、モデル的な事業

(2) 広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業。

5 助成の対象としない経費及び事業

(1) 飲食経費（但し一人500円以内は認める）、人件費。

(2) 第三者に委託又は助成する事業。

(3) その他助成に趣旨にそぐわないと認める経費及び事業。

6 広域及び小地域の区分

(1) 広域⇒旧小学校区～湯梨浜町全域

(2) 小地域⇒自治会（集落）

7 助成基準

(1) 広域⇒15万円を上限とする。

(2) 小地域⇒5万円を上限とする。

8 継続助成事業の取扱い

小地域に対する継続助成は、3年を限度とする。但し、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りでない。当該基準は、従前に実施した事業においても適用する。

Ⅱ 全町民を対象とした大規模な活動事業

1 目的

町内の社会福祉団体、公益性の高い団体等を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって運営される事業と区別して、公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

2 助成対象要件

- (1) 法人、NPO 又はこれに準ずる公益性の高い組織及び運営がなされていること。
- (2) 全町民を対象とし、参加者又は利用者が1事業1,000人を超えるもの。
- (3) 自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- (4) 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

3 助成対象の欠各要件

- (1) 本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの。
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
- (3) 経理状況が極めて不良と認めるもの。

4 優先的に助成の対象とする事業

- (1) 先駆的、モデル的な事業。
- (2) 広く組織の内外に啓発効果を及ぼすと見込まれる事業。

5 助成の対象としない経費及び事業

- (1) 飲食経費、人件費。
- (2) 第三者に委託又は助成する事業（ただし、渉外等専門業者の委託費及び講師料等は除く）。
- (3) その他助成に趣旨にそぐわないと認める経費及び事業。

6 助成基準

1事業当たり必要と認める事業費（助成対象経費）の4/5以内で80万円を上限とする。但し、運営委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

Ⅲ 「赤い羽根共同募金たすけあい号」整備事業

1 目的

湯梨浜町社会福祉協議会が行う、在宅福祉サービス、ボランティア活動、調査・広報活動等を推進するための事業に活用する車両の整備に助成を行う。

2 助成対象要件

- (1) 本基準の目的に沿う車両の購入整備事業
- (2) 自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- (3) 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

- 3 助成の対象としない経費
 - (1) 当該車両の任意保険料。
 - (2) 一般水準を超える装備等にかかる経費
 - (3) その他不相当と認める経費

- 4 助成基準

車両購入額の3/4以内で50万円を上限とする。

IV 歳末たすけあい義援金助成事業

- 1 目的

町内に在住する困窮者等に対し明るい正月が迎えられるよう義援金を助成するとともに歳末の時期にふさわしい公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

- 2 助成対象

- (1) 個人助成

①在宅要介護者（原則入浴、排せつ、歩行、食事、着脱衣の内3項目以上介助を要する者）

②生活困窮世帯

*①については、民生児童委員の調査を経て、支部民協の決定を受けた者。

*②については、生活困窮者自立支援事業の登録該当世帯。

- (2) 地域助成

①一人暮らし高齢者等を対象におせち・おこわを配食する材料経費。

②在宅要介護者を対象に年越しそばを配食する材料経費。

③一人暮らし高齢者等を対象に弁当を配食する材料経費。

④いこいの日利用者を対象に歳末お楽しみ会を開催する材料経費。

- (3) 災害等準備金

- 3 助成期間

当該年度の歳末たすけあい義援金を当該年度の歳末の時期に助成する。

- 4 助成基準

必要と認める助成費は、募金実績を確定したうえで運営委員会において決定する。